

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 秋田銀行			コード	8343
提出日	2023/6/5	異動（予定）日	2023/6/28		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	榊 純一	社外取締役	○													○		○	訂正・変更	有
2	中田 直文	社外取締役	○													○			指定	有
3	柿崎 環	社外取締役	○													○			訂正・変更	有
4	伊東 裕	社外取締役	○													○			新任	有
5	小林 憲一	社外取締役	○													○			訂正・変更	有
6	面山 恭子	社外取締役	○													○			訂正・変更	有
7	長谷部 光哉	社外取締役	○													○			訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	<p>榊純一氏は、当行と一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、その規模および性質に照らして、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。</p> <p>榊純一氏は、1980年4月から㈱IH Iに勤務、2012年4月に同社執行役員に就任、2016年4月から2018年3月まで常務執行役員を務めておりました。同社と当行との間には、通常の銀行取引がありますが、取引金額は同社の年間連結総売上高および当行の連結粗利益の1%未満であることから、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。</p> <p>榊純一氏は、2021年4月より秋田大学電動化システム共同研究センター長を務めておられます。同大学法人と当行との間には通常の銀行取引がありますが、取引金額は同大学法人の年間事業収入および当行の連結粗利益の1%未満であることから、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。また、当行は同大学法人に対して寄付を行っておりますが、金額は100万円未満と僅少であることから、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。</p>	<p>榊純一氏は、石川島播磨重工業㈱（現㈱IH I）に入社し、㈱IH I回転機械代表取締役社長を経て㈱IH I常務執行役員を務め、現在は秋田大学電動化システム共同研究センター長に就任しております。2018年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言をいただいております。</p> <p>こうした専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。また、当行との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員としております。</p>
2	<p>中田直文氏は、当行と一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、その規模および性質に照らして、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。</p> <p>中田直文氏は、2009年5月より㈱大館製作所代表取締役を務めるほか、大館桂工業㈱および大館ビル㈱の代表取締役ならびに一般社団法人秋田大ツーリズムの代表理事も務めております。各社および同社団法人と当行との間には通常の銀行取引がありますが、取引金額は同社グループの年間連結総売上高および同社団法人の年間事業収入ならびに当行の連結粗利益の1%未満であることから、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。</p>	<p>中田直文氏は、県内を代表する製造業の代表取締役を長年にわたり務めており、大館商工会議所会頭などの要職を経験しております。2019年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに経営の諸問題における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言をいただいております。</p> <p>こうした専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。また、当行との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員としております。</p>
3	<p>柿崎環氏は、当行と一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、その規模および性質に照らして、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。</p>	<p>柿崎環氏は、商法、金融商品取引法を研究分野とする大学教授として、内部統制やコーポレートガバナンスに関する高い見識を有しております。2021年6月に当行の社外取締役に就任し、専門分野等の高い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言をいただいております。こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、当行との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員としております。</p>
4	<p>伊東裕氏と当行との間には取引関係がございません。</p> <p>伊東裕氏は、2023年4月より㈱ANA総合研究所常勤顧問を務めておられます。同社の持株会社であるANAホールディングス㈱と当行の間には通常の銀行取引がありますが、取引金額は同社グループの年間連結総売上高および当行の連結粗利益の1%未満であることから、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。</p>	<p>伊東裕氏は、航空運送事業を中心とする企業グループにおいて代表取締役を経験し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびにESG経営や法務等の幅広い見識を有しております。</p> <p>こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。また、当行との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員としております。</p>

5	<p>小林憲一氏は、当行と一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、その規模および性質に照らして、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。</p> <p>小林憲一氏は、2010年6月から2017年6月まで秋田県信用保証協会の会長を務めておりました。同先と当行との間には、通常の銀行取引がありますが、取引金額は同先の年間経常収入および当行の連結粗利益の1%未満であることから、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。</p>	<p>小林憲一氏は、秋田県の企画振興、総務企画などの統括を務められた後、あきた企業活性化センター理事長、秋田県信用保証協会会長として県内企業の成長に取り組んでこられました。2018年6月に当行の監査等委員に就任し、高い人格と地方行政における豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づく才腕を当行の監査に反映されてきました。</p> <p>なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、引き続き専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当行との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員としております。</p>
6	<p>面山恭子氏は、1988年5月より面山恭子法律事務所の所長を務めております。同氏は当行と一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、その規模および性質に照らして、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。</p>	<p>面山恭子氏は、弁護士として債務整理、破産等の民事事件に関して豊富な経験、実績を有しており、2020年6月に当行の監査等委員に就任し、その専門的知見を当行の監査に反映されてきました。</p> <p>なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、引き続き専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当行との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員としております。</p>
7	<p>長谷部光哉氏は、2015年9月より長谷部光哉公認会計士事務所の所長を務めております。同氏は当行と一般預金者としての通常の銀行取引がありますが、その規模および性質に照らして、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。</p>	<p>長谷部光哉氏は、公認会計士、税理士として企業会計や税務等に関する豊富な経験、実績を有しており、その専門的知見を当行の監査に反映していただけることが期待できるとともに、客観的な立場から経営を監督し重要な意思決定に参画いただくべく、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p>なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当行の間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員としております。</p>

4. 補足説明

<p>【社外取締役の独立性に関する判断基準】</p> <p>当行は、以下の「社外取締役の独立性に関する判断基準」に基づく社外取締役を独立役員としております。現在または最近（注）1において、次のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当行を主要な取引先とする者（注）2またはその者が法人等である場合はその業務執行者 2 当行の主要な取引先（注）3またはその者が法人等である場合はその業務執行者 3 当行の総議決権の10%以上を保有する株主またはその者が法人等である場合はその業務執行者 4 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間100万円を超える金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（金銭等を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。） <p>5 次に掲げる者の二親等内の親族</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 上記1から4に該当する者（重要な者（注）4に限る。） (2) 当行または当行子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人 <p>(注) 1 「最近」とは、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう。</p> <p>(注) 2 「当行を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を当行との取引が占めている先、または、資金調達において当行に代替性がない程度に依存している先をいう。</p> <p>(注) 3 「当行の主要な取引先」とは、当行の直近事業年度における連結粗利益の2%以上を当行に対して支払っている先をいう。</p> <p>(注) 4 「重要な者」とは、業務執行者のうち役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家のうち公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。